

利用分量割戻しに関する規則

（総 則）

第1条 定款に基づく、利用分量に應ずる剰余金の割戻し（以下「利用割戻」という）の手続きは、この規則によって行います。

- 2 この規則において利用割戻とは、組合員の税抜きの利用代金と返品、値引処理に伴う戻しの合算をいいます。以下「利用」および「代金」は、全て税抜きの額とします。

（対象となる組合員）

第2条 利用割戻は、当該年度の剰余金の処分を決める総代会の開催日に在籍した組合員を対象とします。

（店舗事業の対象利用高）

第3条 組合員が利用した店舗の利用代金を対象とします。

【対 象】通常商品の利用代金（ギフト、予約品、配達料含む）

酒、米、塩、たばこ代金（レジで精算する場合）

利用割戻に参加している指定業者などの利用代金

【対象外】上記の商品であっても、未収伝票発行日から起算して一週間以内に精算されなかった代金

利用割戻に参加していない店頭業者などの利用代金

生協の店頭・店内の自動販売機の利用代金（たばこ、ジュースなど）

生協の店頭販売（朝市等）催事（生協まつり等）

商品券購入代金の領収証

- 2 組合員は、店舗の利用代金の支払時に、コープカードをレジに提示します。

- 3 生協は毎年3月21日から翌年3月20日までの組合員毎の利用代金を集計します。

- 4 第2項でコープカードを提示出来なかった利用代金分のレシートは、当該事業年度の末日（3月20日）までに店舗受付で合算してもらうことが出来ます。

- 5 自動集計されずに翌事業年度に繰り越した当該事業年度のレシートは、所定の袋の要領に従って計算し、3月21日～4月30日の間に最寄の事業所に提出します。

- 6 第5項で4月30日をすぎてから提出された場合は利用割戻しの対象にはなりませんが、利用割戻請求の最終締切日は、総代会の開催日の6ヵ月後の日となります。

（宅配事業の対象利用高）

第4条 請求書に記載される利用代金を対象とします。（OCR積立増資額を除く）

【対 象】OCR注文用紙で利用した商品代金（WeeK、オリジナル、企画品）

酒の注文用紙で利用した商品代金

燃料利用代金（灯油、ガス、練炭など）以上は自動集計になります。

【対象外】上記の商品であっても、支払い期日までに精算されなかった代金。但し、灯油代金に関しては「未収伝票発行日から起算して二週間以内」とする。

（サービス事業部の対象利用高）

第5条 生協のサービス事業（旅行、共済など）の利用により、生協が発行する領収書または請求書（郵便振替払込通知票を含む）に記載される利用代金は、全て対象外とします。

【対 象】無し

【対象外】旅行利用代金、共済利用代金

（割戻率）

第6条 利用割戻の率は、当該年度の剰余金の処分の一環として、総代会で決定します。

（端数処理）

第7条 割戻金の1円未満の端数は切捨てとします。

（出資振替）

第8条 割戻金は、総代会の開催日の日付で、全額を各自の出資金に振替えます。

2 前項で発生する1円未満の額は、1円になるまで預り金として取扱います。

（通 知）

第9条 割戻金額は、出資残高明細書に記載して、郵送または配達で通知します。

（脱退時の取扱い）

第10条 割戻金の出資振替の前に脱退する場合は、割戻金と出資金を一緒に返還するために、郵送、銀行振込日となる7月末日付けの脱退として取扱います。

月末が金融機関休業日の場合は、前営業日に繰り上げします。

（改 廃）

第11条 この規則の改廃は、理事会が行います。

（附 則）

この規則は、1998年 5月11日制定、施行します。

2001年 6月11日改訂（脱退時の取扱いを追加）

2003年 11月 10日改訂（自動集計に変更）

2006年 10月 10日改訂（未収金の利用分量割戻し対象期間）

2017年 7月 11日改訂（対象から電工売店を削除）

2022年 9月 6日改訂（コープカードの導入）

2025年 8月 8日一部改訂

（脱退時の取扱い）第10条の条文変更